

公共下水道、浄化槽に ついでのお知らせ

■水洗化にご協力ください

きれいな水は世代を超えて受け継いだ財産です。汚してしまった水をきれいに自然に戻すのは、私たちの努めです。



■一日も早く水洗化を

公共下水道（以下「下水道」という）の汚水処理（供用開始）の告示がある、その区域内にある建物の所有者または使用者は、汚水を下水道に流すための排水設備を遅滞なく（1年以内）設置すること。また、くみ取り便所は3年以内に、水洗便所に改造することが法律（下水道法）で義務づけられて

います。

各戸に水洗化できない様々な事情があるとは思いますが、皆さんが下水道に接続されないと、生活環境や海・川の水質が改善されません。

下水道は、皆さんの暮らしに清潔で快適な生活環境を提供するだけでなく、地球の環境衛生を向上させるのに役立ちます。



下水道（本管）工事の様子

■水洗化等工事資金の助成は 3年間で終了です

町では、下水道が敷設され「処理区域」となった日から3年以内に、自己資金により「トイレの水洗化工事」、また「台所・洗面所・風呂場などの排水設備を下水道に接続するための工事」を同時に行った場合、工事費の一部を助成しています。

特に、今年で3年目（助成最終年）を迎える処理区域にお住まいの方は、年内に工事を実施しないと、4年目以降に工事しても助成を受けることはできませんので、ぜひご検討ください。下水道整備の必要性をご理解いただき、できるだけ速やかに接続工事をさねますよう、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。下水道工事等について不明な点がありましたら、役場下水道課下水道事務係（内線241）までお問い合わせください。

■浄化槽を設置する方に 補助金を交付しています

浄化槽は、効率的に生活排水を処理することができ、わたしたちの水環境を保全する大切な役割をもっています。町では、下水道の整備されない地域で浄化槽を設置される方に、補助金を

交付しています。本年度の実施状況についてはまだ余裕がありますので、浄化槽の設置を予定される方で、補助金の交付を希望の方は上下水道課までお申込みください。

なお、申込者が予定数を超える場合は、町の基準に従って選考を行います。

▼受付期間

平成22年8月2日から8月31日まで

▼補助の対象となる浄化槽

町が定める基準に適合した小型浄化槽
※注意

次のような場合は補助を受けられません。

- 下水道計画区域内に設置する場合
- 期間内に申込手続きがされない場合（予定数に満たない場合を除きます）
- 浄化槽法及び建築基準法に基づく届出をしないで設置した場合
- 工場や事業所または販売目的など、居住以外の目的で設置する浄化槽の場合
- 住宅（土地）を借りている方で、賃貸人の承諾を得られない場合

▼申し込み・問い合わせ

役場下水道事務係（内線241）

